

# 2020年度社会福祉士実習指導者講習会（岡山会場）開催要項

主催：公益社団法人 岡山県社会福祉士会

後援：公益社団法人 日本社会福祉士会 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会（予定）  
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 中国四国ブロック

社会福祉士相談援助実習の実習指導者には、「実習指導者を養成するための講習会の受講」が義務付けられています。本会では、実習指導者の養成および資質の向上を目的に、次のとおり2020年度社会福祉士実習指導者講習会を開催します。なお、現在検討されている社会福祉士制度改正に向けて、実習指導者講習会の位置づけも変化することが予想されます。実習指導者資格の取得を検討されている方は改正前の受講をお勧めします。

※本講習会は、実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。



## 日程・会場・定員・内容

日程	2020年10月3日（土）～10月4日（日）
会場	きらめきプラザ／岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 401 研修室 住所:岡山市北区南方2丁目13-1（岡山駅から徒歩約15分／バス「番町口・跨線橋東」下車3～4分）
定員	50名（県内在住の方に限ります） ※同時にオンライン（Zoom）でも開催します（定員80名（合計定員130名））
内容	社会福祉士を対象とした2日間の研修 （実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論）

## 研修プログラム

### 【1日目】10月3日（土）

8:40～9:00	受付・接続テスト
9:00～9:10	オリエンテーション
9:10～11:10	実習指導概論（講義2時間）
11:20～13:20	実習マネジメント論（講義2時間）
14:00～17:00	実習プログラミング論（講義3時間）

### 【2日目】10月4日（日）

9:00～17:00	実習スーパービジョン論 （講義および演習7時間／途中昼食休憩を挟みます）
------------	---

## 申し込み方法等

### 1. 受講対象者・資格：次の条件を満たす者

- ① 社会福祉士であること。（会員・非会員、実務経験、実習指導経験、居住地・勤務地等は問いません）
- ② **新型コロナウイルスへの感染防止に努められること。**

### 2. 受講費（テキスト代は含みません。）

会員：5,000円 ※他都道府県社会福祉士会会員の場合も会員価格となります。  
非会員：15,000円 ※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

### 3. 申込方法

- ① 申込用アドレス <https://forms.gle/iFwkSSJgZA1aAJkH7>（もしくはQRコード）から申し込みフォームにてお申込ください。
- ② 受講資格確認のため、非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」の画像データを岡山県社会福祉士会事務局まで、Eメール [office@csw-okayama.org](mailto:office@csw-okayama.org) FAX (086-201-5340) もしくは郵送でご提出ください。（会員は不要）。
- ③ **お申込みは先着順ではありません。** 申込受付期間終了後、受講者を決定します。
- ④ 受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実務経験3年以上、実習指導との関わり（経験および喫緊性）等を考慮し受講者を選考します。



#### 4. 申込受付期間： 7月20日(月)～8月11日(火)

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

#### 5. 受講可否の通知

受講可否は、8月末日までに文書にてご連絡します。受講決定者には、あわせて、受講費請求書および納入方法、テキスト購入案内、事前課題、Zoomミーティングアドレス、注意事項等についてご案内します。

#### 6. 申込上のご注意

- ①受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ②受講申込書の1から3（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、登録証の通りにご記入ください。
- ③申込前に、受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

#### 7. 研修テキストと事前課題

『社会福祉士実習指導テキスト-第2版-』（中央法規出版 2014年）および『社会福祉士実習指導者サブテキスト：相談援助実習プログラムの考え方と作り方』（中央法規出版 2015年）の2冊を研修テキストとして位置づけおり、研修テキストを通読の上で事前課題を作成・提出いただきます。事前課題については受講決定時にご案内します。事前課題の提出がない方は受講いただけませんのでご注意ください。

#### 8. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。**遅刻・早退・中抜がある場合は修了とはなりません**。
- ②修了者には、研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるため（実習施設として養成校から厚生局へ届け出をする際）には修了証が必要となります。

#### 9. 備考

受講にあたって配慮が必要な方は、申込フォームの該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

#### <来場時の注意>

**※きらめきプラザの駐車場は一般来館者用です。研修受講者用の駐車場はありません。**  
**入庫された場合、出庫できなくなります。**来場時はできるだけ公共交通機関でお越しください。  
**※お車で越しの場合は、周辺の有料駐車場（各自負担）をご利用ください。**

#### 【注意】

※研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ

科目名：人材育成系科目Ⅰ 単位数：1単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、「制度研修の1単位」になります。

※本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

#### 【参考】

社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）  
第四条七号

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（実習指導者に関する経過措置）

第五条2

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条七号の規程にかかわらず、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第四条七号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の過程を修了した者を実習指導者とすることができる。

#### 《お問合せ先》 公益社団法人 岡山県社会福祉士会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）内  
TEL.086-201-5253 FAX.086-201-5340 Eメール office@csw-okayama.org